

令和4年度第12回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和5年3月27日（月）

（豊岡市役所本庁舎大会議室）

議事日程

令和5年3月27日 午後1時30分開会

諸報告

日程第1 議事録署名委員の指名

18番 村田憲夫委員

2番 森田強委員

日程第2 会期の決定 3月27日 1日間

日程第3 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 報告第25号 農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

日程第5 報告第26号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

日程第6 第72号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第7 第73号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第8 第74号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第9 第75号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第10 第76号議案 農用地利用集積計画の決定について

日程第11 第77号議案 豊岡市農業委員会平成21年公告第16号並びに令和元年告示第1号を廃止する告示について

日程第12 第78号議案 豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について

日程第13 第79号議案 豊岡市農業委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程制定について

出席委員（17名）

1番 瀧下康德

2番 森田強

3番 平野薫

4番 宮岡正則

5番 平峰英子

6番 石橋重利

8番 上坂定

9番 井谷勝彦

10番 和田敏明

11番 中島覚

12番 西沢泰裕

14番 高尾利美

15番 大谷均

16番 仲川弘之

17 番 原 清 美
19 番 大 原 博 幸

18 番 村 田 憲 夫

欠席委員（1名）

7 番 栗 原 安 信

事務局出席職員職氏名

事務局長……………安 藤 洋 一
主幹兼係長……………古 谷 明 仁

事務局次長……………兼 井 伸 二

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。お揃いになりましたので、ただ今から令和4年度第12回豊岡市農業委員会総会を開催いたしたいと思っております。

桜が綺麗に咲き始めまして、それと同時に稲作の方も賑やかになってまいりまして、そろそろ種をつけたり、あるいはまた種蒔きの準備ということで大変お忙しくなっていくんじゃないかと思うんですけども、本日はご出席いただきありがとうございます。

先日、豊岡市の農業振興審議会がありました。私は参加させていただいたんですけども、西沢委員も、森田委員も審議会の委員として参加していただいております。いよいよ豊岡市の方も地域計画の作成について動き出したなという感じがいたしました。詳細はまた後で出ますが、今、豊岡市の方ではだいたい315集落あるんですけども、それをAからIまでのアルファベットで分類して、そのうちABEHというところに分類される集落について優先的に作成を進めていこうと。そしてそれを令和6年末までに策定ができるということの一つの目標として進めていこうというようなお話でした。詳細につきましては4月の農会長会等でご説明していただけるということです。みなさん方についてもまた十分承知のうえ、対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

いよいよ新しい年を迎えるわけですけども、私たちが任期もあと1箇月弱ということで迫ってきています。最後の仕事として活発な議論をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして最初の挨拶に代えさせていただきます。それでは以降、座って進行させていただきます。

○議長（大原 博幸） 本日は多くの案件を抱えておりますので、委員の皆様、事務局の皆さん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願ひ申し上げます。

また、ご発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用して

から行っていただきますようお願いいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席が、7番 栗原委員。以上通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第12回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件3件、許可申請案件16件、証明案件3件、協議案件4件、合計26件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

18番 村田 憲 夫 委員

2番 森田 強 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第12回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって第12回総会(定例会)は、本日3月27日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長 (大原 博幸) 日程第3、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について

○議長 (大原 博幸) 日程第4、報告第25号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第25号「農地法第5条第1項第1号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について

○議長 (大原 博幸) 日程第5、報告第26号「農地法第5条第1項第8号の規定に

よる届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第26号「農地法第5条第1項第8号の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第72号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第6、第72号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日午前、16番仲川委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで特に補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 出石地域の現地調査の調査員を代表して、17番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） 去る14日、18番村田委員、事務局2名、私原が現地確認を行いました。事務局の先ほどの説明のとおり、なんら補足することはありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第72号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可書を発行します。

第73号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第7、第73号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員 (大谷 均) 去る13日午前、16番仲川委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで特に補足はありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって第73号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第74号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第74号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員（大谷 均） 去る13日、16番仲川委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。ただ今の事務局の説明のとおりで特に補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） 日高、出石地域の現地調査の調査員を代表して、17番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） 去る14日、18番村田委員、事務局2名、そして原の4人で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、補足する事項はありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 95番の案件なんですけど、この方、産業廃棄物処理業者ということで、それにかかわる駐車場7台ということで、この方会社経営されていると思うんですけど、個人名が出る場合と会社の名前が出る場合というのはどういう場合に違うのかなど。例えば96番の案件だったら会社の名前が出るんだけど、個人名で出たときとかどうということなのでしょうか。

○議長（大原 博幸） 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第74号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第75号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長 (大原 博幸) 日程第9、第75号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、15番 大谷委員、お願いします。

○現地調査員 (大谷 均) 去る13日、16番仲川委員、事務局2名、私の4名で現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりで特に補足事項はありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) 出石地域の現地調査の調査員を代表して、17番 原委員、お願いします。

○現地調査員 (原 清美) 去る14日、18番村田委員、事務局2名、そして原の4人で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、なんら補足する事項はありません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、第75号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおり可決されました。
証明書を発行します。

第76号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第10、第76号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） まず、設定番号1番から156番について、審議いただきます。
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 27ページの140番から28ページの156番までのところで、耕作者の方にお尋ねをしてみました。というのが、小作料のところを見てもらったら同じ地主さんから借りる場合小作料が30キロがあるかと思えば90キロがあるし、180キロ、いわゆる紙袋6袋ですね。すごい数字があがっているのでもちょっと本人確認いたしました。お互い同士のやり取りの中でこうなったんだということなんですけど、その中身は土地は借りているけど草刈りなんかは所有者さんにやってもらっているんでこういう数字になりましたということを聞いていますので報告まで。以上です。

○議長（大原 博幸） 分かりました。
ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

引き続き、設定番号157番から173番について、審議いただきます。

なお、大谷均委員につきましては、農業委員会に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

(大谷委員の退席)

○議長 (大原 博幸) 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

では、大谷均委員は着席してください。

(大谷委員の着席)

○議長 (大原 博幸) 第76号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおりすべて可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第77号議案、豊岡市農業委員会平成21年公告第16号並びに令和元年告示第1号

を廃止する告示について

○議長（大原 博幸） 日程第11、第77号議案「豊岡市農業委員会平成21年公告第16号並びに令和元年告示第1号を廃止する告示について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第77号議案「豊岡市農業委員会平成21年公告第16号並びに令和元年告示第1号を廃止する告示について」は、原案のとおり可決されました。

第78号議案、豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について

○議長（大原 博幸） 日程第12、第78号議案「豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第78号議案「豊岡市農地法施行規程の一部を改正する規程制定について」は、原案のとおり可決されました。

第79号議案、豊岡市農業委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程制定について

○議長 (大原 博幸) 日程第13、第79号議案「豊岡市農業委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程制定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番 (西沢 泰裕) 保護条例が廃止になって新しく保護条例が、中身で大きく変わるところはあるんですか。

○議長 (大原 博幸) 事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第79号議案「豊岡市農業委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規程を廃止する規程制定について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長 (大原 博幸) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和4年度第12回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後2時25分閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを確認するため、他の署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

豊岡市農業委員会会長

署名委員

署名委員